

## 令和7年度 福祉サービス苦情解決研修会 開催要項

- 1 目的 社会福祉法第82条において、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」と定めていることを踏まえ、本研修会は、事業所における苦情解決のあり方についての研鑽を深め、福祉サービスの向上に寄与することを目的として開催します。
- 2 主催 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 茨城県運営適正化委員会
- 3 日時 令和8年2月12日（木） 13時25分～16時00分
- 4 会場 Zoomによるオンライン研修
- 5 対象 福祉サービス事業所の役職員、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、相談援助に関わる職員 等
- 6 定員 300名（定員になり次第、締め切らせていただきます。）
- 7 参加費 無料
- 8 内容 13時00分 Zoom入室開始  
13時25分 開会・オリエンテーション  
13時30分 講義  
講義Ⅰ 「苦情解決のための対応・コミュニケーションのポイント」  
講義Ⅱ 「第三者委員に期待される役割」  
講師 駒澤大学文学部社会学科教授 川上 富雄 氏  
16時00分 閉会
- 9 申込方法
- (1) 申込期間 令和8年1月8日（木）午前10時から令和8年1月23日（金）正午まで。  
※ 先着順で受付し、定員に達した場合は、申込期間中であっても受付を締め切ります。  
申込期間中に受付を終了した場合は、県社協ホームページでお知らせします。
- (2) 申込方法 下記（Google フォーム）からお申し込みください。  
※ 申込みが完了すると、入力した内容がGoogle フォームからメールで自動返信されます。しばらく経ってもメールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、必ず問合せ先へご確認ください。

申込みフォーム <https://forms.gle/Y2DC3Np6zMiSesCV9>



※ 茨城県社会福祉協議会のトップページ→「施設・利用者支援」にある「福祉サービスの苦情相談」→ページ下部の「福祉サービス苦情解決研修会」からも申込フォームにアクセスできます。

## 10 その他

- (1) 申込フォームに入力された個人情報は、本研修会の運営管理の目的のみに利用させていただきます。
- (2) 受講決定の通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。  
ただし、定員を超えた後の申込みについては、事務局からご連絡します。
- (3) 研修資料・Zoom参加URL等は、研修日3日前までにEメールで送付します。  
届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。
- (4) 研修内容の録画・録音等は禁止といたします。

## 11 問合せ先

茨城県社会福祉協議会 運営適正化委員会事務局

〒310-8586 水戸市千波町1918

TEL 029-244-3147 FAX 029-241-1434

E-mail [tekisei@ibaraki-welfare.or.jp](mailto:tekisei@ibaraki-welfare.or.jp)

### 重要

福祉サービス事業所の皆様へ

## 研修会のご案内はメールで周知しています。

茨城県運営適正化委員会では、毎年福祉サービス苦情解決研修会を行っています。

各事業所への研修案内は、ホームページとメールで周知しております。

今回の研修会に申し込んだ事業所へは、今後の研修会のご案内を、申込時に入力したメールアドレスへ送信いたします。

なお、社会福祉事業従事者研修システムにご登録いただいている方へも、本研修の案内を配信しております。研修システムへの登録も、ぜひご検討ください。

＜社会福祉事業従事者研修システムのページ＞

茨城県社会福祉協議会のトップページ→「福祉の仕事・研修」にある

「社会福祉事業従事者研修」

[https://www.ibaraki-kenshu.jp/kenshu\\_user/](https://www.ibaraki-kenshu.jp/kenshu_user/)



※今回の研修会には参加せず、研修システムへの登録もする予定はないが、メールで本研修の案内を希望する場合は、下記フォームで必要事項を入力してください。

なお、ご登録いただいた情報は、茨城県社会福祉協議会が行う事業以外には使用しません。

メールアドレス登録フォーム <https://forms.gle/yirT3H1Ec4nHfN9DA>

